

福岡市生活自立支援センターについて

2023年4月24日

相談支援事業所サックスシェア様向け 研修会資料

福岡市生活自立支援センター

(本所) 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス7階
フリーダイヤル：0120-17-3456

(分室) 福岡市中央区天神1-2-12 メットライフ天神ビル8階
フリーダイヤル：0120-20-0607

生活困窮者自立支援制度概要

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行 平成30年4月改正施行）

目的	この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
定義 (対象者)	この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。 ※生活保護受給者は対象外

福岡市においては、この法律に基づき、中央区天神に相談支援センターが設置されています。新型コロナウイルス感染症によって、相談者が非常に多くなったため、2020年7月に分室が設置され、現在においては2か所設置されています。

支援対象者となり得る方は、現在において経済的困窮をしている方のみならず、将来にわたって生活困窮状態になりうる方も対象となっています。

生活困窮者自立支援制度イメージ



対象者の例（年齢制限なし）

失業状態にある方（就労経験がない方）

多重債務状態にある方

ひきこもり問題の当事者及びご家族等

住居不安定者・喪失者・喪失おそれ者（家賃滞納）

病気や障がい等によって生活困窮状態にある方

税金等を滞納している方

健康保険証がなく健康課題を有している方

早期に ↓ つながる

個人情報に関係にて、ご相談をされたいご本人からお電話ください

福岡市生活自立支援センター

総合相談受付・課題整理

課題解決方法提案と実行

連携



つなぎ

課題に応じた各関係機関

課題解決・見守り

生活困窮者は一度その状態を脱しても再びその状態になりやすい

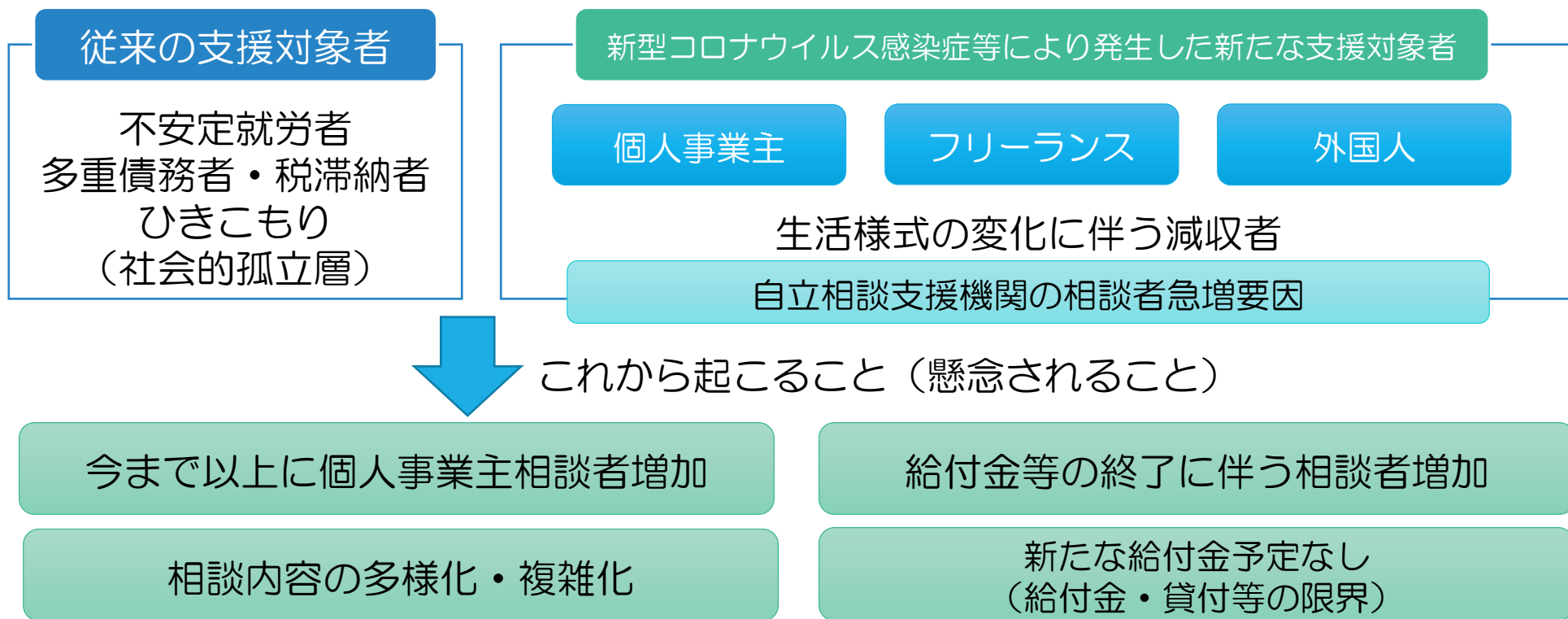
住居確保給付金について

(福岡市生活自立支援センターが取り扱う給付金)

住居確保給付金

目的	離職、廃業又は休業での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就労に向けた支援を実施。
対象者 (概要)	●離職または失業から2年以内または休業等の影響を受け、離職・廃業等との状況が同等であること ●申請者が離職等の前に生計主であったこと ●申請世帯全体の収入および預貯金額が限度額以下であること ●住まいが賃貸住宅であること（持ち家・社宅は対象外）
支給額 (上限)	福岡市 単身世帯3.6万円 2人世帯4.3万円 3～5人世帯4.7万円
支給期間	原則3か月（最大9か月）
支給期間 受給者 義務	①毎月2回以上、ハローワークまたは福岡市が設ける無料職業紹介窓口のいずれかで職業相談を受けること ②毎月4回以上、福岡市生活自立支援センターで就労に関する面談等を受けること ③原則週1回以上、求人先へ応募または求人先の面接を受けること

新型コロナウイルス感染症等の影響



地域の見守りも今まで以上に重要化していきます。地域の安全という観点においても、生活困窮状態と犯罪との関連性も強く、生活困窮状態にある方、世帯に対し、福岡市生活支援センターの情報を積極的に提示してください。その方に福岡市生活自立支援センターへの相談を促してください。個別状況によって、支援不可能な場合もありますが、「つながる」こと、「孤立化させないこと」は生活困窮者支援ではとても重要なことです。

支援事例 1（ひきこもり事案）

- 主 訴 両親の支援で生活をしてるので、自立したい。
- 年齢性別 40代 男性
- 世帯状況 単身（生活費は両親の金銭援助）
- 健康状態 疾患はないが、数年間ひきこもっていたため、体力に自信がない。
- 相談経路 70代の父親が息子の将来を心配してセンターへ相談。
父親に対し、息子への対応方法をアドバイスし、その後、父親が息子を説得。
説得に応じ、息子自らセンターに電話予約。
- 息子の初回来談時の状況
 - 高校卒業後20年以上アルバイト勤務をしたが、リストラにより失職。
すぐ就職できると思っていたところ、無職期間が長くなってしまった。
 - アルバイト以外に就労経験がなく、就職活動に不安が大きい。
どんな仕事ができるのかも分からない。体力も落ちていると感じる。
 - 生活費は親の援助があり困窮していない。父親所有の物件で生活しているため家賃は不要。
1ヶ月の生活費は6万程度。
 - 生活費を自ら賄いたいため、就労収入70,000円を目指すが、まずは短時間就労を開始したい。
 - 両親も高齢となっているので、早く自立しなければならない。

支援事例 1（ひきこもり事案）

●就労支援

離職後のブランクとアルバイト経験しかない事により不安が大きいと何度も繰り返されたが、20年以上同じ事業所で勤務していた事に自信を持っていいと繰り返し伝えた。また、希望職種も見えない状態であったので、ハローワーク求人や求人誌等を使い、いくつかの求人をピックアップしてもらい、なぜこの求人を選んだのかを繰り返し実施し、応募職種を明確にしていった。

●不採用の連続

しかしながら、アルバイト経験しかないこと、またブランクがあることでなかなか採用とならなかった。就労支援員は、そういった状況を鑑み、認定就労訓練事業の活用を打診したが、訓練ではなく仕事がしたい、とはっきりと言われた。再挑戦の意志を明確にし、再度、複数社応募を行った。結果、短時間のパート就労へ応募を数社行い、無事採用となった。

●両親との関係、定着・増収支援

両親からは、正社員でなければ自立できないと繰り返し言われていた。両親に迷惑をかけているという気持ちから、自身の思いを伝えられずもやもやとなっていたが、短時間就労からチャレンジすることを両親へ伝える方法をアドバイス。両親へ今の自分の気持ちや考えを伝える事ができた。現在、定着支援として電話で状況を確認している。現段階ではどの段階でフルタイム就労に対する支援を実施するかは未定であるが、本人の気持ちに寄り添い、支援を継続している。

支援事例２（高齢・障がい世帯事案）

- 主 訴 支出が世帯収入を上回り、家計維持が困難。
数百万円の債務もあり、今後の生活が不安。
- 年齢性別 ５０代 男性
- 世帯状況 ７０代の両親との三世帯。両親共に要介護状態。
- 健康状態 身体障害により車椅子使用
- 相談経路 母を支援しているいきいきセンターのご担当者がセンターを紹介。
- 初回相談時の状況
 - 世帯収入は、両親の老齢年金と本人の障害年金の計２３万円/月。
 - 債務は月に５万円を返済中。
 - 家賃約８０,０００円。
 - ご本人は過去に障害者であることを開示し就労していたが、体調不良により離職。失業給付の受給が終了したため生活に困窮。
 - 父母は家計や債務状況に無頓着であり、相談しても理解が得られない。

支援事例２（高齢・障がい世帯事案）

●債務整理の支援

家計のためにご本人が借入れを重ねてきた債務整理の相談先として、法テラスの情報を提供。ご本人が父に意見を聞いても否定されるばかりで、行動に移せないとのことだったが、支援員が根気強く励まし、相談に至った。現在債務整理の手続きが進んでいる。

●就労支援

支援員は、ご本人の身体機能を加味し、通勤に困難をきたさないことや作業に無理がない範囲での就労が可能な就労継続支援A型事業を探索。その中で、最もご本人の希望に沿う事業所の情報を提供。ご本人が興味を持ったため、支援員がこの事業所との連絡調整を行い、ご本人と同行して施設見学を行った。施設見学を経て、就労に至り、当面の生活費を工面することに成功した。

●定着支援

支援員は定期的にご本人と電話でやりとりを実施している。職場や家庭での悩みなどについて伺い、ご両親との関わり方などのアドバイスを行っている。

●両親の見守り支援

いきいきセンターと連携。

引き続き定期的に自宅を訪問し、世帯の状況を見守っていただいている。

支援事例３（多重債務を抱えている事案）

- 主 訴 多額の債務を整理したい
- 年齢性別 ４０代 女性
- 世帯状況 父親と二人暮らし
- 健康状態 数年前から心療内科に通院し服薬治療していたが、自己判断にて断薬中。
多量飲酒、ギャンブル依存の傾向あり
- 相談経路 民生委員が当センターについて情報提供し、相談に至った。
- 初回相談時の状況
 - ・ 20数年間パート業務に従事しており、10万円程度の月収あり。
 - ・ 自己判断で断薬した頃から、多量飲酒、ギャンブルにより多額の借金を抱える。
 - ・ 借金が気になり、再び飲酒、ギャンブルを重ねてしまうという、悪循環に陥っている。
 - ・ 飲酒すると気が大きくなり、喧嘩したり散財したりする傾向あり。
 - ・ 毎月の世帯収入は、父の年金と合わせ20万円程度。持ち家で家賃は不要のため、ご本人の債務問題が解決すれば現状の収入で安定する。

支援事例３（多重債務を抱えている事案）

●借金問題の解決

主訴である債務整理のため、関係機関への相談を手配し同行支援。任意整理の手続きに着手し、管財人費用の積み立てを継続している。

●メンタル面の支援

精神保健福祉センターの専門相談窓口に同行し、飲酒とギャンブル問題について相談。医師から入院加療を勧められ、紹介された病院に同行し受診したが、ご本人は病院の通院や継続受診を拒否。当面は定期的に通院を促しつつ、見守ることとした。

●就労支援

転職を検討しているとの相談があり、詳細を就労支援員が聞き取り。今転職すること現実味や、メリット・デメリット等について話し合った。結果、当面は現状の職を継続することを選択され、現在も就業中。

●父親の課題

父親の認知面での課題についての相談があった。以前介護保険を申請したところ非該当だったとのことだが、現在は弄便や物忘れ等が発生しているため、再申請をアドバイスした。現在もいきいきセンター等の関係機関と情報共有しながら世帯の支援を継続中。

講師：川村 千代子

所属：福岡市生活自立支援センター 主任相談員

経歴：看護師として病院勤務を経て、自治体や地域包括支援センターで地域の相談支援・障害者就労支援施設で健康管理の業務経験後、当センターに従事。

保有資格：看護師、保健師、社会福祉士、介護支援専門員（有資格者）